



地域共生社会フォーラム (主催：厚生労働省)
第1回最優秀賞・第2回優秀賞を受賞



豊田市における権利擁護支援と意思決定支援の推進について

～成年後見制度利用促進と在宅医療・福祉連携による推進～

令和3年6月2日

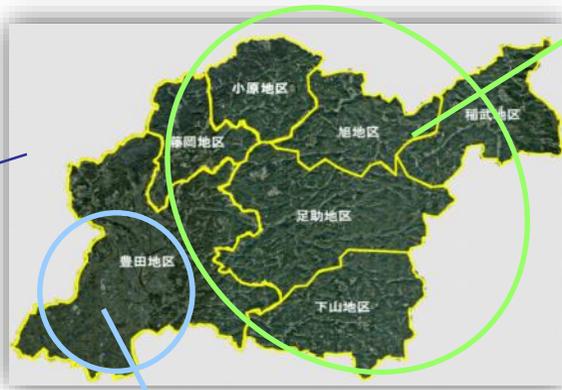
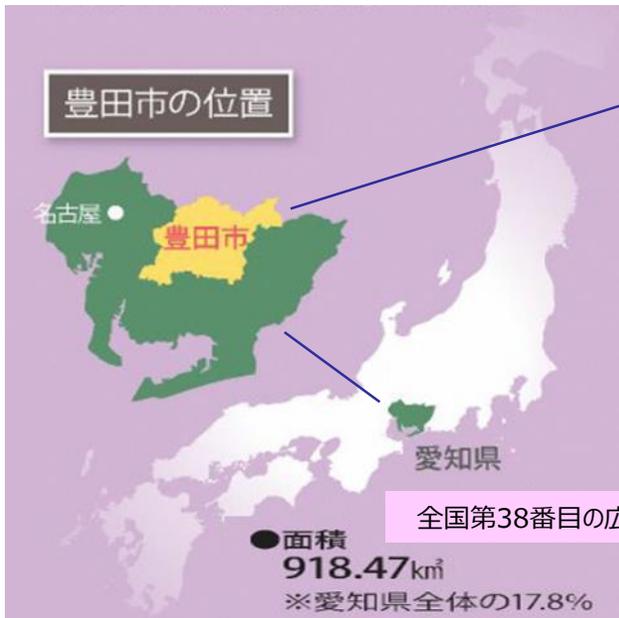
豊田市 福祉部 福祉総合相談課

担当長 加藤 良典

- 1 豊田市について
- 2 取組の沿革について
- 3 豊田市意思決定支援ポイント集について
- 4 取組を通じた気づき
- 5 今後の取組（予定）について

参考：豊田市の成年後見制度利用促進に関する事項

■ 日本の縮図と呼ばれる都市構造



中山間部（市域面積の70%）
人口：約2.0万人（5%）

「自然が溢れるまち」

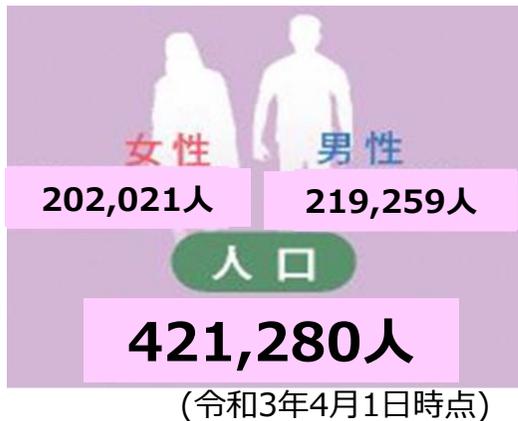


都市近郊部（市域面積の30%）
人口：約40.4万人（95%）

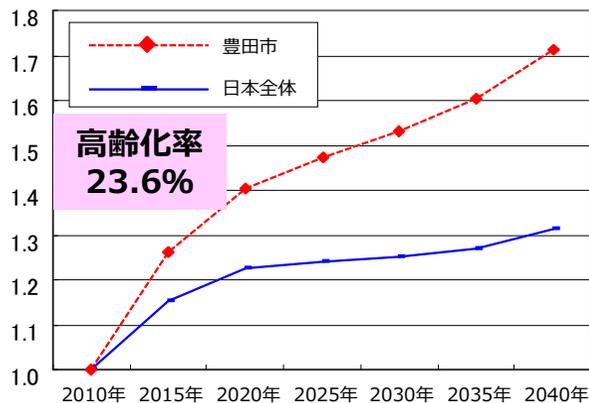
「クルマのまち・ものづくりのまち」



■ 急激に高齢化する人口構造



65歳以上高齢者の人口の推移（2010年を1.0とする）

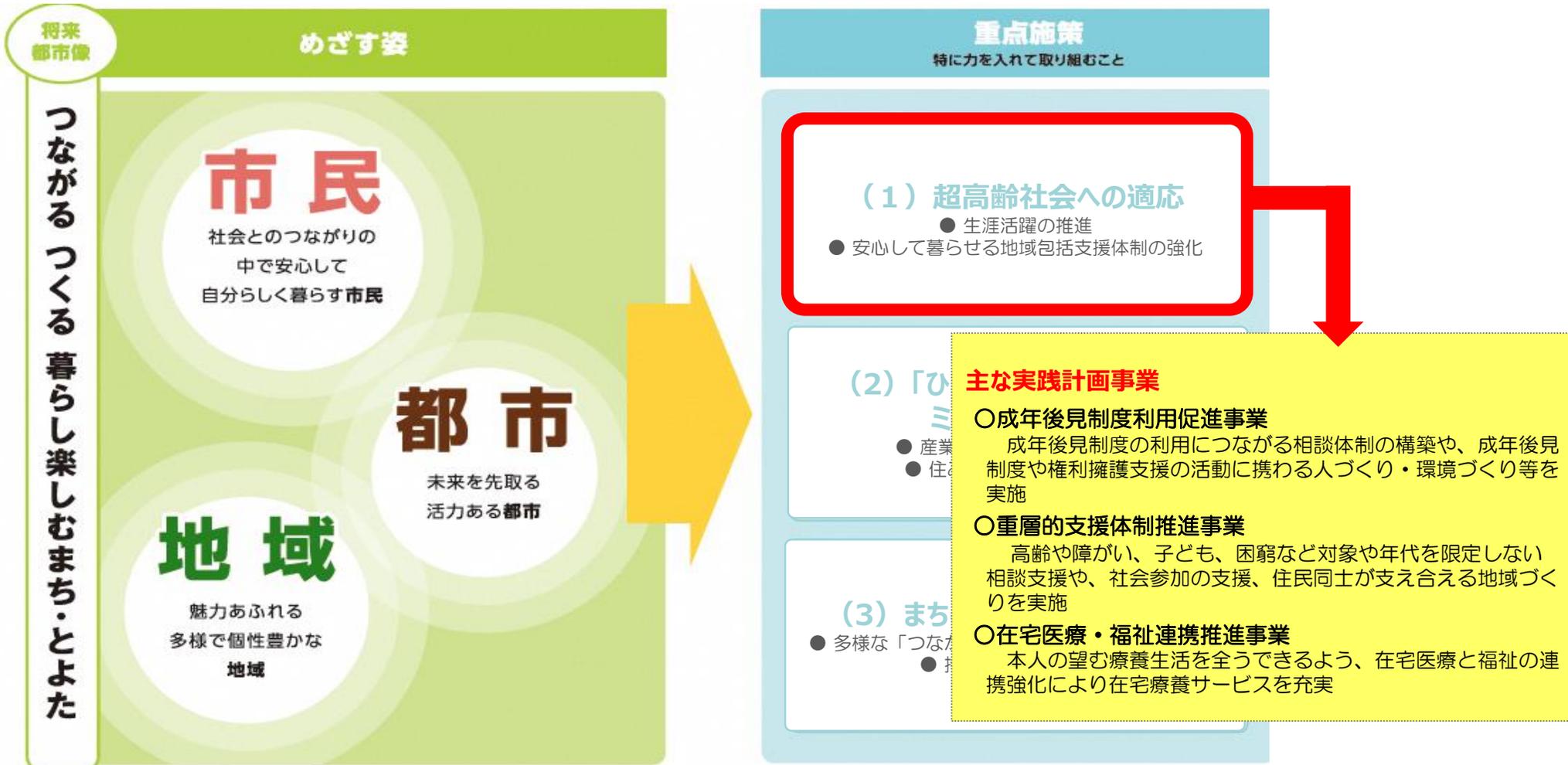


■ SDGs未来都市



- 第8次豊田市総合計画（H29年度～R6年度）における重点施策の1つに「超高齢社会への適応」を位置付けている。
- 具体的な実践を図る取組として、「成年後見制度利用促進事業」や「重層的支援体制推進事業」、「在宅医療・福祉連携推進事業」などを掲げている。

将来都市像とめざす姿の実現に向けて重点施策に特に注力



- 豊田市では、成年後見支援センターにおける①中核機関としての実践と、②法人後見の実践を通じ、被後見人はもちろんのこと、被後見人であろうとなかろうと、すべての市民においての意思決定支援の重要性を確認した。

豊田市成年後見支援センター の中核機関としての実践から

広報機能に関する取組の一環として、
センター設置当初からエンディングノートを推奨
⇒ 自治区やサロン、民生委員などから出前講座の依頼多数
⇒ 親亡き後を心配する障がい者の親にも反響あり

自分らしく生きることへの 市民の意向・希望を確認

法人後見で受任し、余命宣告された
被後見人の意思である在宅生活を支援
⇒ 訪問診療等を調整し、チームでの看取りに向けた支援
⇒ 賃貸住宅等と最後まで調整を実施

豊田市成年後見支援センターの 法人後見の実践から

目指す「まち」の姿 (◎)		
<p>安心して 自分らしく 生きられる 支え合いのまち < いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進 ></p>		
<p>基本目標 (◎) 地域の支え合いの仕組みづくり</p>		
基本的な考え方 (◎)	取組の柱 (◆)	重点取組 (◆)
1 包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	(1)成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進	①支援者・専門職向け研修会の開催
	(2)支援者からセンターにつながる仕組みづくり	①センターにつなげるケースの目安の作成
	(3)成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築	—
2 暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	(1)本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施	—
	(2)多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり	①とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり
	(3)後見人等支援の充実	①親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施 ②送付先変更に係る手続き事務の簡素化
	(4)意思決定支援を円滑に行う仕組みづくりと普及・啓発の実施	①豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及
	(5)地域で暮らし続ける基盤・環境づくり	①身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備

2 取組の沿革について ～医療・福祉連携の視点から（H30）～

- 医療や福祉の支援者を対象に、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）をテーマにして、多職種連携研修を実施。これらの取組を通じて、**意思決定支援における①環境づくりへの意見と②普及啓発に対する医療や福祉の支援者の課題認識を確認**した。

豊田市在宅医療・福祉連携推進計画に基づき実施した多職種連携研修等から

研修会等での主な意見

<意思決定支援の環境づくりに関する意見>

- どのような時期から意思決定に関わるのが適切なのかが分かりにくい。また、それを誰(どの職種)から声掛けするべきなのかがいいのかわからない。
- 意思決定支援に関して、他の職種がどのような役割を担っているかを理解したい。
- どのような声掛け(質問の仕方)が、本人の意思を引き出しやすいかを理解したい。また、他の職種がどのように確認しているかを知りたい。
- 豊田市全体で多職種が共通理解を持ちながら意思決定支援に携わると良いのではないかな。
- どのように意思決定支援におけるキーマン(本人の意思を最も理解している関係者)を見つけるのが良いか。
- 意思決定支援において多職種も含めて話し合いを行う際に、誰が進行役として進めていくのが良いか。
- 救急搬送に関する知識を理解しておきたい。
- どのようなツールを活用して意思決定支援の記録を残しておくべきかを提示してほしい。
- 市内での様々な事例を共有してほしい。

等

<普及啓発に関する意見>

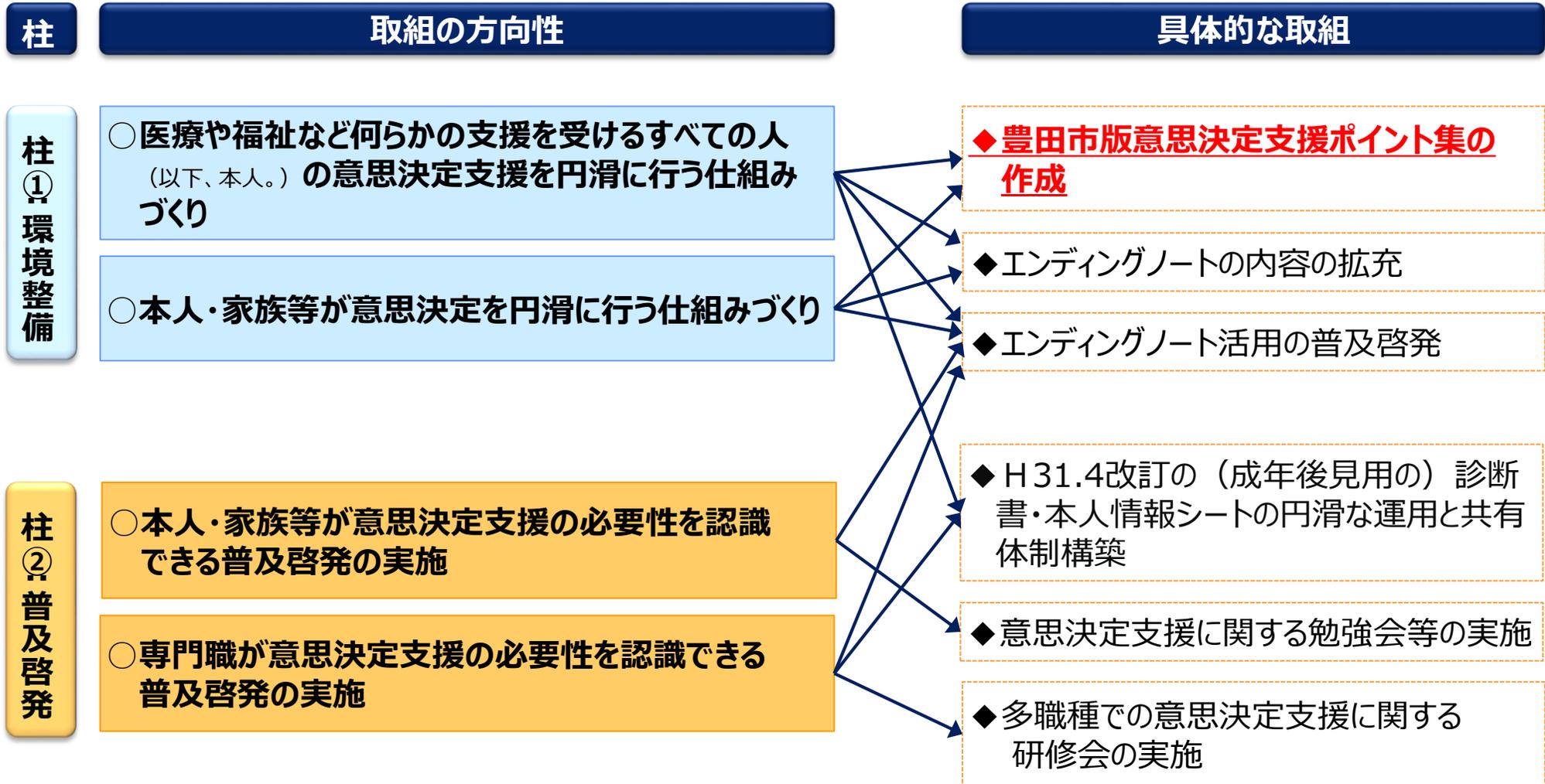
- 専門職としても意思決定支援については、まだまだ理解していない部分も多いため継続的な研修が必要だと感じる。
- 市民に対して、早期の段階から意思決定支援について考えてもらえるような普及啓発が必要ではないか。
- 市民に対しても、意思決定をその都度で残しておけるツールの普及をしていくことが必要ではないか。

等

意思決定支援における①環境づくりへの意見、②普及啓発に対する医療や福祉の支援者の課題認識を確認

2 取組の沿革について ～検討の方向性（R1時点）～

- 前述の背景より、**意思決定支援の取組に係る柱を、①環境整備、②普及啓発として設定。**
- これらに基づき、成年後見利用促進の取組も含め、意思決定支援ポイント集などの取組を推進。



- 豊田市では、医療と福祉の連携を図る会議体（豊田市在宅医療・福祉連携推進会議）の傘下に、意思決定支援ワーキンググループを設置し、具体的な取組の検討を開始した。
- メンバーには、豊田市成年後見支援センターも参画した。

検討体制

豊田市在宅医療・福祉連携推進会議

意思決定支援に関する検討ワーキンググループ

<主な検討事項>

- 豊田市版意思決定支援ポイント集の策定について
- エンディングノート(わたしのノート)の活用策等について
- 成年後見支援に関する本人情報シートの運用について

<メンバー構成>

- | | | |
|--------------------|-----------------|------------------------|
| ■ 豊田加茂医師会 | ■ 豊田加茂歯科医師会 | ■ 豊田加茂薬剤師会 |
| ■ 豊田市介護サービス機関連絡協議会 | ■ 豊田市基幹包括支援センター | ■ メディカルソーシャルワーカー |
| ・訪問看護部会 | ・認知症初期集中支援チーム | |
| ・ケアマネ部会 | | |
| ■ 豊田市地域自立支援協議会 | ■ 豊田市消防本部 | ■ <u>豊田市成年後見支援センター</u> |

<オブザーバー>

- 水島弁護士 等

<事務局> ○ 豊田市 地域包括ケア企画課 ○ 豊田地域医療センター
<事務局補佐> ○ 豊田市 福祉総合相談課

○被後見人に対する後見業務としての観点のみならず、本人の意思決定を支援する支援者の1人として、チームの中に後見人がいるべきと考え、多職種連携の中に中核機関（市福祉総合相談課・成年支援センター）が参画する形式を選択。

3 豊田市意思決定支援ポイント集について ～ポイント集の全体像～

- 豊田市では、意思決定支援ポイント集の作成にあたって、各機関や関係者により、捉え方や支援の場面が異なるため、全てを網羅する万能なガイドラインの策定は困難と判断した。
- また、本人の意思や、支援の状況・場面は、1つ1つのケースで異なるため、マニュアル化（支援・行動を制限する）ではなく、共通認識・共通言語化（何に気を付けるかを確認した上で、どう自由に支援していくかの余地を残す）を図る参考書の位置付けとした。

<構成（令和3年3月改訂版より）>

1 ポイント集が示す意思決定支援とは

- (1) なぜ意思決定支援が重要なのか
- (2) 意思決定支援とは何か
- (3) 対象とする範囲

重要性や定義を規定

2 意思決定支援で陥りがちな対応

何に気を付けるべきかについて確認

3 ポイント集の役割

マニュアルではなく参考書であることを明記

4 10項目の心がけ

- (1) 10項目の心がけの活用方法
- (2) 10項目の心がけ

意思決定支援を行う際に、本人を支える支援者間で共通理解を図るべき事項を、「心がけ」として整理

5 心がけを活用した参考事例集

「心がけ」を具体的な事例として紹介

6 意思の記録・共有ツール

意思決定支援に活用できるツールを紹介

7 意思決定支援の取組事例集

ポイント集は、正解が書いてある教科書ではない。よって、すべてを委ねられるものではないことから、豊田市内で実際に支援した事例を紹介し、事例で補足。

8 コラム

豊田市版
意思決定支援をサポートするポイント集



3 豊田市意思決定支援ポイント集について ～豊田市としての課題認識～

- 厚生労働省からは、対象者や場面に応じた各種意思決定支援に係るガイドラインが発出されているが、現場からは、例えば、「医療の必要な高齢者は？」「身寄りのない障がい者は？」など、1人の人にとって、どの意思決定支援ガイドラインを使ったらよいかかわらないといった声が上がっていた。
- 豊田市では、「『どんな人にも意思があり、意思を決定する能力がある』との前提のもと、本人主役の意思決定を支援することが意思決定支援である」との捉えと、豊田市の地域包括ケアシステムの構築の考え方の基盤である、「対象や世代を問わない取組を推進すること」を踏まえ、対象者は、医療や福祉など何らかの支援を受ける全ての人であり、全ての世代・場面を対象とすることにした。

厚生労働省

豊田市

★**地域包括ケアシステムの構築に関する法改正**
 ⇒市町村が在宅医療や認知症対策を実施することを義務化 (高齢者を主に想定)

○**豊田市在宅医療・福祉連携推進計画の策定**
 ⇒高齢者に限定せず、障がい児・者、世代も問わず、医療・福祉関係機関が連携して市民を支えていくために必要な取組をとりまとめた計画

★**意思決定支援に関する各種ガイドライン策定**
 ⇒人生の最終段階におけるガイドライン
 ⇒障がい福祉サービスにおけるガイドライン
 ⇒認知症におけるガイドライン
 ⇒身寄りのない人の意思決定支援におけるガイドライン

○**意思決定支援をテーマとした多職種研修の実施**
 ⇒意思決定支援に関わる支援者の共通理解を構築・促進するための環境づくりの必要性が意見として挙がる

○1人の人にとって、どの意思決定支援ガイドラインを使ったらよいかかわらないといった声

○**意思決定支援ポイント集の作成**
 ⇒豊田市の地域包括ケアシステムの考え方(対象者や世代と問わない)と国が示す4つの意思決定支援のガイドラインの趣旨(本人が主役)を踏まえ、医療・福祉関係者をサポートするためのポイントの作成について検討開始

3 豊田市意思決定支援ポイント集について ～10項目の心がけ～

<意思決定支援の基本>

1. 本人の意思は環境や状態によって変化しやすいため、意思決定支援は繰り返し行いましょう。
2. 専門職ひとりひとりが多様な価値観を理解・尊重し、専門職同士や本人・家族等との信頼関係の構築に努めましょう。
3. 支援者間（専門職及び家族等）で情報の記録と情報共有が円滑に行える環境を構築し、本人が自分らしい意思決定をできるよう、チームで支える意識や支援の目標を共有しましょう。
4. 本人が意思を伝えられない場合に備え、本人・家族等と十分な話し合いや情報共有(※1)を行うことが大切であることを理解してもらい、それらの話し合いのサポートをしましょう。

※1：急変時の救急搬送における本人の希望、本人の意思を推定する者の確認、本人にとって何が最善かなど。

<本人の生活情報>

5. 本人や家族、友人等からの情報収集を通じて、本人の情報(※2)を把握するよう努めましょう。

※2：価値観、意思、選好、心理的状況、これまでの生活史、人間関係、物理的環境、今後の目標等

<本人・家族等への接遇>

6. 本人・家族等が安心できるような環境(態度・時間・場所等)で接しましょう。
7. 本人の意思決定に不当な影響を与えないように、面談・会議等への参加者や参加人数の工夫(※3)をしましょう。

※3：利益相反を避けるようなメンバー構成、複数人体制等

<本人への情報提供>

8. 写真や映像、絵カード等を用いたり、体験の機会を設けるなど、意思決定に必要な情報を本人・家族等が理解しやすい形で丁寧に提供・説明をしましょう。
9. 選択肢がある場合、比較のポイント(メリット・デメリット・結果の見通しを含む)や各選択肢の重要なポイントなどを分かりやすく説明しましょう。

<本人を支える家族等への支援>

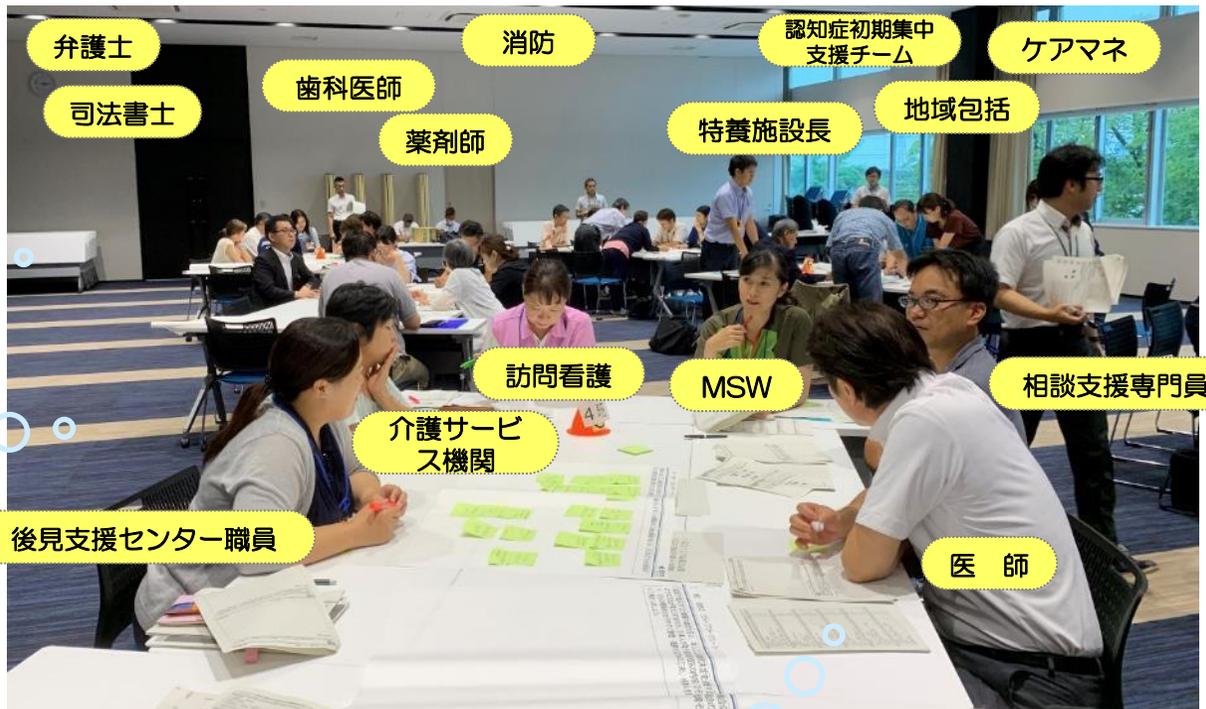
10. 家族等の意思・意向についても確認し、家族等の感情を支えながら、本人にとって最善の支援の話し合いをサポートしましょう。

4 取組を通じた気づき ～ポイント集作成の過程より～

- 意思決定支援ポイント集の作成にあたっては、ワーキンググループメンバーでの検討に加え、関係者へのヒアリングや、多職種によるワークショップを実施。ワークショップには後見人を受任する弁護士や司法書士といった司法職も参加。
- これらを通じ、**職種によって、捉える時間軸や場面、求めるものが異なる**ことがわかった。

サービスの選択？
 趣味？
 契約？法律行為？

終末期？
 今日は何食べたい？



何らかの答えが欲しい！
 答えを出さないのも選択肢では？



共通認識を生むための研修的要素も実施

4 取組を通じた気づき ～ポイント集やチェックリストが果たす役割の整理～

役割1 ポイント集やチェックリスト活用による意思決定支援の質の向上

- ポイント集、チェックリスト、参考事例集等が普及することにより、医療・福祉関係者が本人・家族等と共働して意思決定支援を行い、主体的(受け身にならず、能動的に関われる)に取り組める環境を構築する。
- そして、意思決定支援において円滑な対話を促進する熟練した専門職(ファシリテーター)を、一人でも多く育成・生み出していくことを期待する。
- チェックリスト等を現場で活用した際に、医療・福祉関係者が各自の苦手とするスキル等に気づき、それぞれが必要な研修会等の参加するなどの人材育成へ繋げる。
- 各事業所において、意思決定支援に不慣れな若手・新人職員の教育・研修に活用し、各事業所の底上げを図る。

役割2 ポイント集は医療・福祉関係者をサポートする参考事例集

- ポイント集・チェックリストは、「専門書」ではない。あくまで、医療・福祉関係者が意思決定支援に関わる際に参考となる視点や事例を提供するものである。
- このポイント集に意思決定支援に関する回答や対応方法が全て掲載されているということではない。また、ここに記載しているものは豊田市におけるルールや義務ではない。
- チェックリストの項目も、本人・家族等の意思決定において重要と想定される視点、本人・家族等の意思を引き出す手助けをするものである。
- このポイント集を参考にいただき、それぞれの場面において必要となる対応や今後、実施すべき対応などを自ら考えることや、各事業所内、多職種間で検討するきっかけとする。

役割3 意思決定支援は、「過程を蓄積」⇒「本人の意思をつなぐ」ことが重要ポイント

- 意思決定支援において「チェックリストを使うこと」が目的ではない。チェックリストを上手に活用して引き出した「本人の意思」を記録として残し、多職種と共有・連携して次の展開につなげていくことが重要。
- このサポートツールとして、ポイント集で「わたしのノート」や「豊田みよしケアネット」の効果的な活用方法を示す。この活用方法は参考であり、それぞれの立場によって効果的な活用を実践することを期待する。

4 取組を通じた気づき ～まとめ～

- **現場からは、意思決定支援に関する共通の考え方が求められているのではないか。**
 - ・厚生労働省が発出している既存の意思決定支援ガイドラインは、それぞれ対象者や場面が異なり、また意思決定支援が捉えている守備範囲も微妙に異なる。
 - ・縦の専門性や綿密さは大変重要であるが、それだけを発出されても現場では混乱を招く。
 - ・共通の考え方の提示や、各ガイドライン間の体系図や見取り図などを今後整理していただけると、現場としては大変ありがたい。

- **意思決定支援の手引きになるものは、ルール化により、支援や行動を狭めるものではなく、自由度を高めるものが必要ではないか。**
 - ・支援者としては、ひっ迫した状況では、答えを求めたくなるが、一方で、時間をかけて支援した方がよい場面もあり、こうした際の参考となるものが必要ではないか。
 - ・多くの支援事例が蓄積され、共有されることで、こうした裁量を高めることができるのではないか。

- **医療や福祉の支援者、成年後見人等での共通理解を持つための機会に加え、支援者それぞれが意思決定支援の重要性を学ぶ機会が継続的に必要ではないか。**
 - ・豊田市では、意思決定支援ワーキンググループを設置したが、すべての支援者間で共通認識が図られている状況ではまだない。
 - ・また、意思決定支援ポイント集を作成する過程でのワークショップに、何人かの弁護士や司法書士など後見人を受任するような専門職も参加いただいたが、すべての司法関係の専門職にこれらの取組が浸透しているわけではない。
 - ・横の共通認識を持つための機会と、支援者それぞれがそれぞれのフィールドで意思決定支援の重要性を学ぶ機会が必要ではないか。

- **地域共生社会の実現に向けては、支援者（医療や福祉のプロなど）だけではなく、地域住民が意思決定支援に関わる場面が必要になるのではないか。**
 - ・例えば、市民後見人養成研修の共通科目として、「意思決定支援」を都道府県等が用意し、多くの地域住民が学ぶことのできる環境を作る。一方で、市町村においては、こうした地域住民が活躍できる場面を創出していく。
 - ・こうした取組は、地域共生社会の実現に大きく寄与することから、取組を進める自治体に対しては財政的なインセンティブを働かして欲しい。

5 今後の取組（予定）について

① 本人の意思を記録するツールの推進

- 意思決定支援においては、本人の意思の蓄積、変化、共有などが重要。
- 本人の「希望や夢」、「将来に不安なこと」などの意思を記録するきっかけづくりを行う「わたしのノート（スタート編）」を作成。
- 今後、本人や家族に向けて、さらに意思決定支援に関する啓発を進めていく。



② 本人の意思による成年後見制度の利用の推進

- 成年後見制度は、本人にとって制度の有用性などが理解しにくい。
- そこで、知的障がいのある方と、一般社団法人スローコミュニケーションと共働り、ワークショップを開催するなどして、成年後見制度パンフレットのわかりやすい版を作成。
- 本人の意思のもと、制度が使われるような支援体制を目指す。

③ 成年後見人としての意思決定支援の推進

- 多職種によるチームでの意思決定支援に成年後見人が関わる環境づくりだけでなく、成年後見人としての意思決定支援に対する理解をさらに高めていくことが重要。
- 第8期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、弁護士、司法書士、社会福祉士との専門職交流会を開催する予定であり、こうした場を活用しながら、成年後見人としての意思決定支援の強化を図っていく。

④ 安心の保証を図る事業の検討と市民による意思決定支援

- 豊田市においては、福祉総合相談課の設置以降、包括的な相談後において、身寄りのない方や成年後見制度の利用までは至らない方への伴走支援において、入退院・入退所の支援、緊急連絡先の対応、死後事務等を市直営で対応してきた。
- こうした場面では、本人の生活において重大な意思決定を図る機会が多く、支援者の都合ではなく、本人の目線から丁寧に寄り添うことが求められる。
- 今後、病院や施設等との共通認識を図ることを前提としつつ、このような意思決定の場面を支援する仕組みを考える必要がある。
- なお、この際、市民後見人の養成講座では、「意思決定支援」を学ぶ科目も設けており、市民後見人の受任までは至らない方が、市民目線で意思決定を支えるといった活躍の場としての検討の可能性もある。

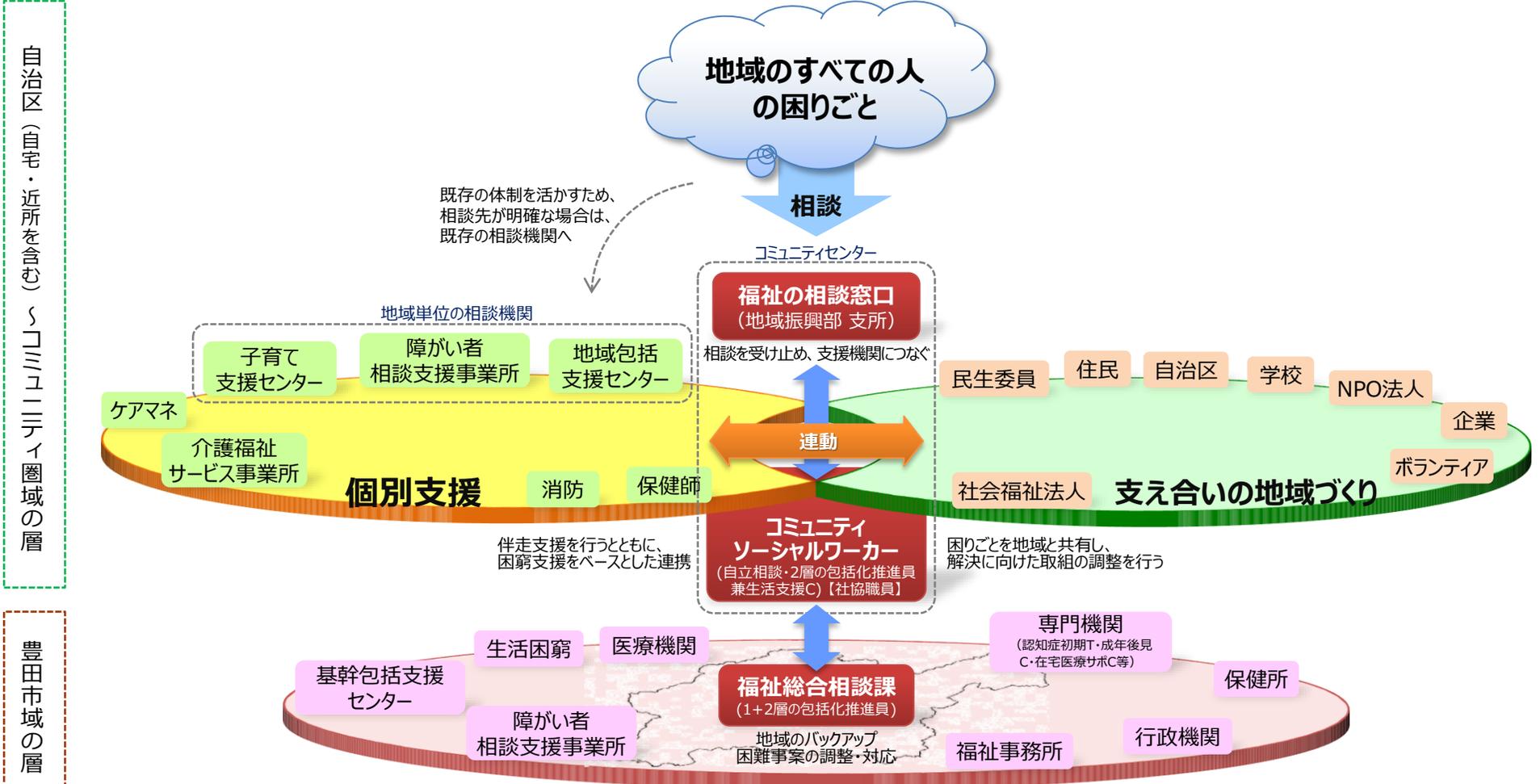
参 考

(豊田市の成年後見制度利用促進に関する事項)

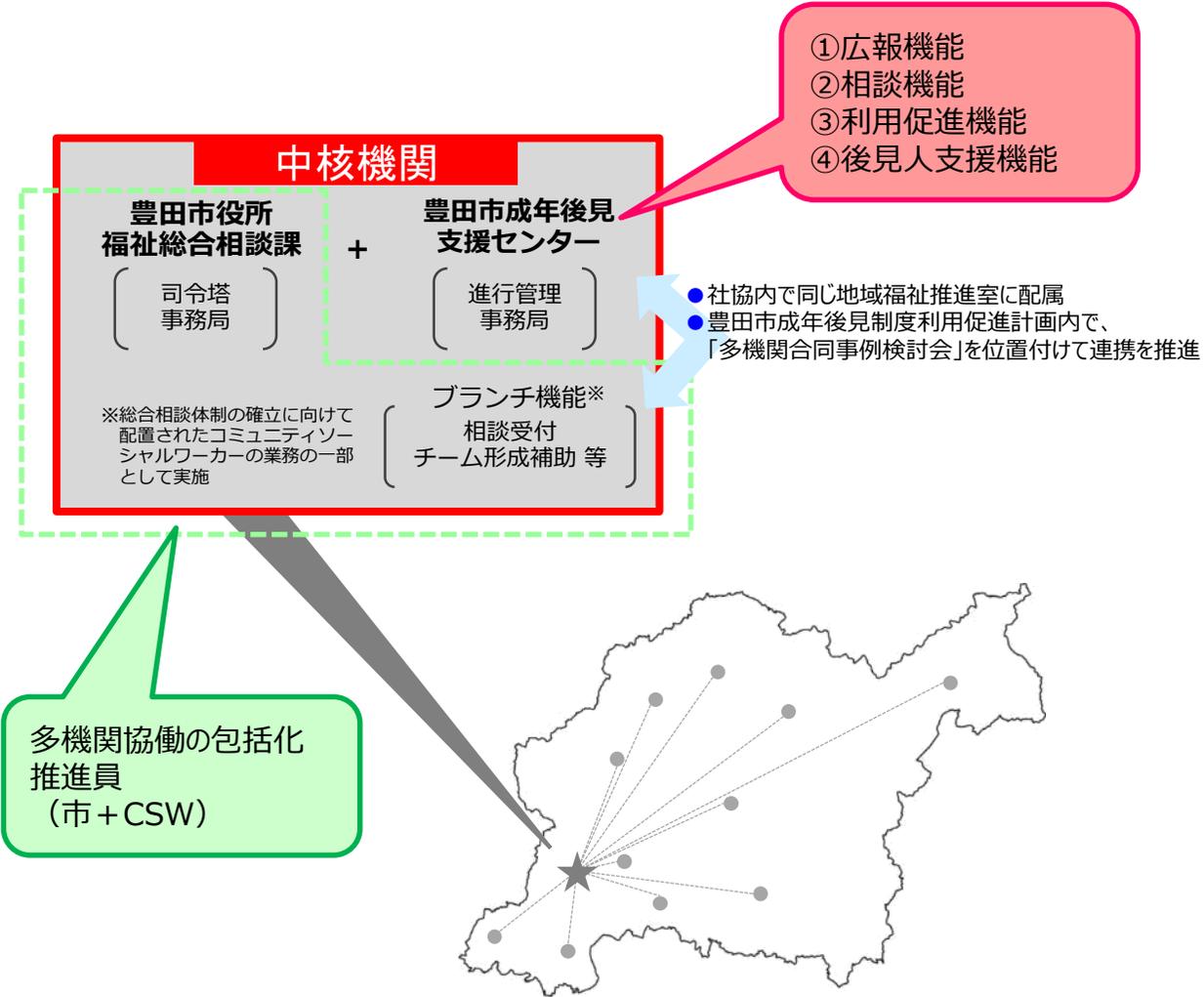
豊田市における包括的な支援体制の全体像イメージ

身近な地域での相談の受け止めから、「個別支援」と「支え合いの地域づくり」の連動による包括的な支援につなげる体制

- 「個別支援」においては、既存制度・サービスだけでは住民の「福祉ニーズ」の解決に至らないことも多いため、「支え合いの地域づくり」から生み出されるインフォーマルな支援と、それを生み出す動きが一連で行われる仕組みの構築を進める。
- 住民にとって、身近な地域での窓口である支所（福祉だけでなく地域づくりセクション）が相談を受け止め、適切な支援機関につなげる。
- コミュニティソーシャルワーカー（社協職員）と市・福祉総合相談課が、それぞれの得意分野を活かしながら、支援や取組の調整を行う。



- 豊田市では、地域共生社会の実現に向けた取組の一つとして、成年後見制度利用促進の取組を位置付けている。
- 多機関協働や中核機関は、豊田市役所と豊田市社会福祉協議会の共働で実施している。



～H28 市民福祉部	H29～ 福祉部
<p>総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療施策 	<p>総務監査課</p>
<p>地域福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉計画 ●地域包括支援センター （+生活支援コーディネーター機能） ●高齢者の虐待対応、措置権限 	<p>地域包括ケア企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉計画、福祉部内の政策的な調整 ●医療施策、在宅療養、医療と福祉の連携
	<p>福祉総合相談課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合相談・個別支援（高齢・障がいの虐待対応、措置、生活困窮対応含む） ●支え合いの地域づくり ●総合相談窓口の展開（+H30～生活支援コーディネーター機能） ●成年後見制度利用促進 ●避難行動要支援者名簿、福祉避難所 ●子どもの貧困に関すること（主に、学習支援と子ども食堂） ●民生委員児童委員に関すること ●社会福祉協議会の法人経営に関すること
	<p>高齢福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター（+～H29生活支援コーディネーター機能）
<p>介護保険課</p>	<p>介護保険課</p>
<p>障がい福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の虐待対応、措置権限 	<p>障がい福祉課</p>
<p>生活福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者自立支援事業 	<p>生活福祉課</p>
<p>福祉医療課</p>	<p>福祉医療課</p>
<p>市民課等</p>	<p>市民部として分離</p>